

ばんしん夢みらい支店取引規定

本規定は、お客さまと播州信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）夢みらい支店（以下、「当支店」といいます。）との間で取引を行う場合の取扱いを定めたものです。お客さまが、当支店と取引を行う場合、下記条項のほか、別途当金庫が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条 反社会勢力との取引拒絶

この預金口座は、第24条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第3項第1号、第2号AからEまた第3号AからE、第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条 取引の範囲

1. お客さまは、本規定に基づき、次の各号にあげる取引をご利用いただけます。
 - (1) 普通預金
 - (2) 定期預金
 - (3) その他当金庫所定の取引

第3条 取引の開始

1. 当支店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に住居する満20歳以上の個人とし、お客さまご本人の名義でのみ取引いただけるものとします。
2. 第2条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ当金庫所定の必要書類を添えて申込み、当金庫がこれを受領し承諾した場合に開始されるものとします。
3. 当支店との取引の開始にあたっては、普通預金口座を開設し、ばんしんモバイル・インターネットバンキングサービスの申込みが必要となります。
4. 普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。また、取引口座開設にあたっての本人確認は、当金庫所定の手続きによります。
5. 普通預金口座の開設時に、当金庫所定のICキャッシュカードを発行します。
6. 第2条以外の取引は、当金庫所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。
7. 当支店以外の当金庫本支店から、取引店の変更をすることにより当支店と取引を開始することはできません。

第4条 お届け印

1. 当支店と取引を開始する際には、取引に使用する印章（以下、「お届け印」といいます。）により印鑑を届け出てください。
2. 印鑑は、お客さまお一人につき一つお届けいただくものとし、当金庫におけるすべての取引（当座預金・外貨預金・出資金等別途印鑑届を除く）において共通の印鑑とさせていた

だきます。

- 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第5条 通帳および証書

当支店では、預金通帳および証書等は発行いたしません。

第6条 当支店との取引方法

- お客さまは本規定に基づき、次の方法で当支店と取引を行うことができます。なお、原則として、当金庫本支店の窓口での取引はできません。
 - ばんしんモバイル・インターネットバンキングサービス。
インターネットを通じたパソコン端末による取引および当金庫所定の情報提供サービス対応の携帯電話を使った携帯電話取引。
 - 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動機（以下「ATM」といいます。）・現金自動支払機（以下 CD といいます。）による取引。
- 各取引方法において、当支店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

第7条 取引明細・残高証明書等

- 当金庫ホームページに取引残高または取引明細を表示しますので、取引残高または取引明細を取引の都度または一定期間毎に確認してください。
- 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当支店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当金庫所定の手数料が必要になります。
- お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じても、当金庫は責任を負いません。

第8条 現金の預入れ・払戻し等

お客さまは、ATM・CD により現金の預入れ・払戻し等を行うことができます。これらの取引にあたっては、以下にご注意ください。

- 当金庫本支店の窓口での預入れ・払戻し等を行うことはできません。
- 初回の定期預金作成完了までは、普通預金口座からの払戻しはできません。
- ATM・CD の預入れ及び払戻し限度額を超える金額の取引が発生する場合は、当金庫が別途定める方法によることとし、預金名義本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱いします。

第9条 ATM・CDの故障や通信機器およびコンピューター等の障害時の取扱い

1. 停電、故障等により当金庫のATM・CDによる取引ができない場合および通信機器、回線およびコンピューターの障害等により、ばんしんモバイル・インターネットバンキングサービスによる取引ができない場合には、当金庫所定の方法で預金の預入れ・払戻し等をお受けいたします。
2. 前記1の理由により当金庫ATM・CDおよびばんしんモバイル・インターネットバンキングサービスによる取引ができない場合に、当金庫のサービスの取扱いに遅延、不能等があったとしても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第10条 代理人カードの取扱い

当支店では、代理人カードは発行いたしません。

第11条 証券類の取扱い

1. 当支店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはいたしません。

第12条 マル優の取扱い

当支店では、少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

第13条 定期預金の取扱い

1. 当支店で預入れ可能な定期預金は、当金庫所定の定期預金とします。
2. 預入れ及び解約等は、当支店所定の方法により行うものとします。
3. 原則として、満期日前に解約する場合は、当金庫所定の方法により受け付けいたします。その場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
4. 定期預金の払戻し元利金は、当支店のご本人名義の普通預金へ入金いたします。
5. 元金の一部を解約することはできません。
6. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

第14条 自動支払い等の取扱い

当支店では、普通預金口座から、各種料金等(公共料金等を含む)の自動支払いをすることはできません。

第15条 振込み等の取扱い

1. 普通預金口座に給与、年金等の振込金を受取ることはできません。
2. 振込みの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること(以下「訂正」といいます。)、または依頼を取りやめること(以下「組戻し」といいます。)はできません。但し、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続きにて本人確認を行ったうえ、受付けるものとします。

また、組戻しについては、当金庫所定の組戻し手数料をいただきます。

3. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関（以下「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合振込手数料は返却いたしません。
4. 前2、3項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第16条 諸手数料

1. 残高証明書発行手数料、その他の諸手数料については、当支店の普通預金口座から払戻請求書の提出なしに引落とすものとします。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容もしくは新設内容を当金庫ホームページに掲載することにより告知するものとします。

第17条 取引・サービス等の変更

当金庫の都合により、当支店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ホームページへの掲示にて告知するものとします。

第18条 届出事項の変更等

1. お届け印、住所、氏名、電話番号、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。変更の届出は当金庫の変更処理が終了した後に有効となります。この変更処理の前に変更が行われなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
2. 当支店以外の当金庫本支店にもお取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
3. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができます。また、返戻された送付書類に関し、当金庫は責任を負いません。
4. 当支店以外の当金庫本支店に取扱店を変更することはできません。
5. 「キャッシュカード」の再発行にあたっては、当金庫所定の手数をいただきます。
6. 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

第19条 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 20 条 喪失の届出

1. お届け印、キャッシュカードを紛失した場合は、直ちに当金庫へ通知するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
2. お届け印、キャッシュカードを紛失した場合、当金庫への通知以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 21 条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記 1. 2. と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前記 1 から 3 までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに書面によって届出てください。
5. 前記 1 から 4 までの届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 22 条 個人情報の取扱い

1. 当金庫は、お客さまの個人情報（以下「個人情報」といいます。）を当金庫の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」にしたがい取扱います。
2. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」は、当金庫ホームページ上に掲載します。

第 23 条 通知および告知方法

1. 当金庫からお客さまへの各種通知および告知は、当金庫ホームページへの掲示、届出の住所・氏名への郵送等により行います。
2. 当金庫が届出の住所・氏名に各種通知および告知を行ったうえは、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第24条 解約

1. 当支店の普通預金、その他の当支店との取引を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当支店における普通預金口座を解約された場合、本契約はすべて解約されたものとみなします。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。
2. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき。
 - (2) 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき。
 - (3) お客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - (4) 支払の停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき。
 - (5) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意志によらず開設されたことが明らかになったとき。
 - (6) 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
 - (7) 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
 - (8) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (9) この預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (10) 前記(1)から(9)のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき。
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える

目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

- 4. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。
- 5. 当支店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。
- 6. 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当金庫は当支店の口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当金庫より届出の住所・氏名宛に通知しますが、通知が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 7. 最終移動日の残高が1万円未満でかつ最終移動日から2年間利息決算以外の入出金等がなかった場合、及び法令に基づく場合には、当金庫は預金口座を停止し、この預金口座を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫より届出の住所・氏名宛に通知しますが、通知が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、定期預金ご加入のある場合は、解約対象口座には該当しません。

第25条 免責事項

次の事由により当支店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- 1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に偽造、盗難、不正使用等があった場合。
- 2. 災害・事変もしくは経済情勢の著しい変動等当金庫の責めに帰すことのできない事由があった場合。
- 3. 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。

4. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

第 26 条 譲渡・質入れ等の禁止

普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他当支店との取引に基づくいっさいのお客さまの権利は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません。

第 27 条 規定の準用

1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、ばんしんモバイル・インターネットバンキングサービス利用規定他、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。
3. 当金庫が定めた各規定等は、郵送または当金庫ホームページへの掲示により告知します。

第 28 条 規定の変更

1. 当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページへの掲示により変更後の規定を告知するものとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。
2. 当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途当支店に請求してください。

第 29 条 準拠法・合意管轄

1. 当支店との取引の契約基準法は、日本法とします。
2. 当支店との取引に関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上
2024・02